

京都市告示第646号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月25日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
高速道路2号線	伏見区深草西川原町2番地の6地先から 同区向島大黒20番地の3地先まで	平成31年3月31日

(建設局土木管理部道路明示課)